

厚木市物品購入等に係る条件付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市契約規則(平成14年厚木市規則第33号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、本市の物品購入等に係る条件付一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)を適正かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

(対象となる物品購入等)

第2条 一般競争入札の対象は、原則として設計金額が80万円を超える物品の購入及び製造の請負とする。ただし、厚木市契約制度等検討委員会が、契約の性質又は特別な理由により、これによることが適当でないと認めたときは、一般競争入札を実施しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、厚木市契約制度等検討委員会が一般競争入札に付することが適当であると認めた物品の購入及び製造の請負については、一般競争入札を実施することができる。

(入札参加者の資格)

第3条 一般競争入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) かながわ電子入札共同システムの競争入札参加資格申請において、本市を申請団体として、競争入札参加資格の認定を受けていること。

(2) 厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱(平成2年4月1日施行)に定める停止措置期間中でないこと。

(3) 入札参加希望者の提出した競争入札参加資格申請において記載された本社又は営業所等が、市長が指定する地域にあること。

(4) 対象案件ごとに定める営業種目について、競争入札参加資格の認定を受け、かつ、同種目に係る納品実績を有すること。

2 前項に定めるもののほか、市長は、対象案件ごとに誠実な納品及び公正な競争を維持するために必要と認める事項を入札参加資格として定めることができる。

(競争参加資格確認申請)

第4条 入札参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書に当該入札に係る公告に定める書類を添付し、当該公告に定める期限までに、市長に提出しなければならない。

(参加資格の審査)

第5条 市長は、前条の競争入札参加資格確認申請書の提出があった場合には、入札参加資格の有無についての審査を行い、その結果を当該入札に係る公告に定める期限までに競争参加資格確認通知書(以下「通知書」という。)により、入札参加希望者に通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと認めた者に通知する通知書には、入札参加資格がないと認めた理由を記載するとともに、当該入札に係る公告に定める期限までにその者から要請があったときは、その理由を説明するものとする。

2 市長は、開札後において、速やかに落札候補者の入札参加資格の確認を再度行うこととする。

3 市長は、契約締結後、遅滞なく、一般競争入札に参加しようとした者の名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその者を参加させなかった理由について、公表しなければならない。

(入札説明書の頒布)

第6条 設計図書等(以下「入札説明書」という。)は、原則としてインターネットにより公開する。

2 入札参加希望者は、前項の規定により公開された入札説明書を本市のホームページからダウンロードして取得するものとする。ただし、インターネットにより公開できない入札説明書は、公告に定める期間内に指定場所において閲覧等するものとする。

(入札説明書に対する質問及び回答)

第7条 入札説明書に対する質問は、公告に定める期限までにながわ電子入札共同システムにより行うものとし、その質問に対する回答は、同システムにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、入札説明書に対する質問を質疑応答書により公告に定める期限までに市長に提出することができることとし、その回答は、契約主管課の掲示板等により行う。

(入札参加資格の喪失)

第8条 入札参加資格を有する旨の通知を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該入札に参加することができない。

(1) 第3条に規定する入札参加資格を満たさないこととなったとき。

(2) 競争入札参加資格確認申請書又はその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項については、厚木市物品購入等に係る条件付一般競争入札事務取扱基準に定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における第2条第1項の規定の適用については、「80万円」とあるのは、「200万円」とする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。